

宮代町パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、真に豊かで安心して暮らせる社会の実現のため、性自認や性的指向に係る性的少数者の自由な意思を尊重するパートナーシップ・ファミリーシップの届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向の対象者が異性のみではない者及び性自認が戸籍上の性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 双方又は一方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとし継続的に共同生活を行い、又は行うことを約した関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある二人が、双方又は一方と生計を一にする未成年の子(実子又は養子をいう。)又はその他町長が認める者と、家族として協力し合う関係をいう。

(届出の要件)

第3条 パートナーシップ又はファミリーシップを形成している者は、パートナーシップ又はファミリーシップの関係にある旨を町長に届け出ることができる。

2 届出をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宮代町の住民基本台帳に記録されていること(届出をする日から3か月以内に町内へ転入を予定している場合を含む。)
- (3) 双方に、配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)及び他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 届出をしようとする者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族をいう。以下同じ。)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者は除く。

(届出書類)

第4条 パートナーシップの関係に係る届出をしようとする者は、宮代町パートナーシップ届出書(様式第1号)にパートナーシップの関係にある者双方がそれぞれ自ら記入し、町長に提出しなければならない。

2 ファミリーシップの関係に係る届出をしようとする者は、宮代町ファミリーシップ届出書(様式第2号)にパートナーシップの関係にある者双方又は一方の未成年の子若しくはその他町長が認める者を記載して、町長に提出しなければならない。

3 届出しようとする者の双方又は一方がやむを得ない理由により記入することが

困難であるときは、代筆させることができる。

4 第1項及び第2項に規定する届出書（以下「届出書」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 戸籍抄本、独身証明書その他独身であることが確認できる書類（届出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 町内に転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

5 町長は、届出に來所した者に対し、本人確認を行うものとする。來所した者がパートナーシップの関係にある者のうちの一方のみであるとき又は郵送による届出があつたときは、次条第1項の受理をした後、遅滞なく、当該パートナーシップの関係にある他方の者、郵送の場合は双方それぞれに対し、当該届出を受理したことを通知するものとする。

（証明書等の交付）

第5条 町長は、前条の届出書の提出があつたときは、その内容を確認し、第3条に掲げる要件を満たしていると認められるときは、当該届出を受理し、届出をした者に対し、宮代町パートナーシップ届出受理証明書（様式第3号）及び宮代町パートナーシップ届出受理証明カード（様式第4号）又は宮代町ファミリーシップ届出受理証明書（様式第5号）及び宮代町ファミリーシップ届出受理証明カード（様式第6号）（以下これらを「届出受理証明書等」という。）を交付する。

（証明書等の再交付）

第6条 届出受理証明書等の交付を受けた者は、紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、宮代町パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書（様式第7号。以下「再交付申請書」という。）により、証明書等の再交付を申請することができる。

2 町長は、前項の規定により再交付申請書の提出があつたときは、その内容を確認し、必要があると認めるときは、届出受理証明書等を再交付するものとする。

（届出内容の変更）

第7条 届出受理証明書等の交付を受けた者は、届出書に記載した内容に変更があつたとき（次条各号に掲げる場合を除く。）は、遅滞なく、宮代町パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届（様式第8号）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に届け出なければならない。

（証明書等の返還）

第8条 届出受理証明書等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、宮代町パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届（様式第9号）に、証明書等を添えて、町長に届け出なければならない。

- (1) パートナーシップ又はファミリーシップが解消されたとき。

- (2) 第3条第2項第2号又は第4号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 一方が死亡したとき。
- (4) その他町長が証明書等の返還が適当であると認めるとき。

(無効となる届出)

第9条 町長は、届出が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出を無効とする。

- (1) 届出受理証明書等の交付を受けた者の間にパートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 届出書等の内容に虚偽があったとき。

2 町長は、必要があると認めるときは、無効とした証明書等の交付番号（受理証明証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

3 町長は、第1項の規定により届出を無効としたときは、届出受理証明書等の交付を受けた者に対し、交付された証明書等の返還を求めるものとする。

(通称の使用)

第10条 届出をしようとする者は、届出その他この要綱に基づく手続きにおいては、戸籍上の氏名と併せて通称（氏名以外の呼称で、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称の使用を希望する者は、当該通称を日常生活において使用していることが確認できる書類の写しを添付するものとする。

(個人情報取扱い)

第11条 町長は、当該制度の推進にあたっては、この要綱の趣旨を尊重し、届出の当事者に十分配慮するとともに、届出受理証明書等の交付を受けた者に関する個人情報については、宮代町個人情報保護条例（平成11年宮代町条例第17号）に基づき適切に取り扱わなければならない。

(周知及び啓発)

第12条 町長は、当該制度の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、町民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。